

# 宍粟市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
23	42,198	24,228,630	796,909	4,261,626	17.6	16.3

- ◇ 人件費には、職員給のほか特別職給与、議員報酬、その他共済組合への負担金などを含みます。
- ◇ H21の災害復旧に係る歳出の減額に伴い人件費率が増加していますが、災害発生前のH20人件費率(18.9%)からは減となっています。

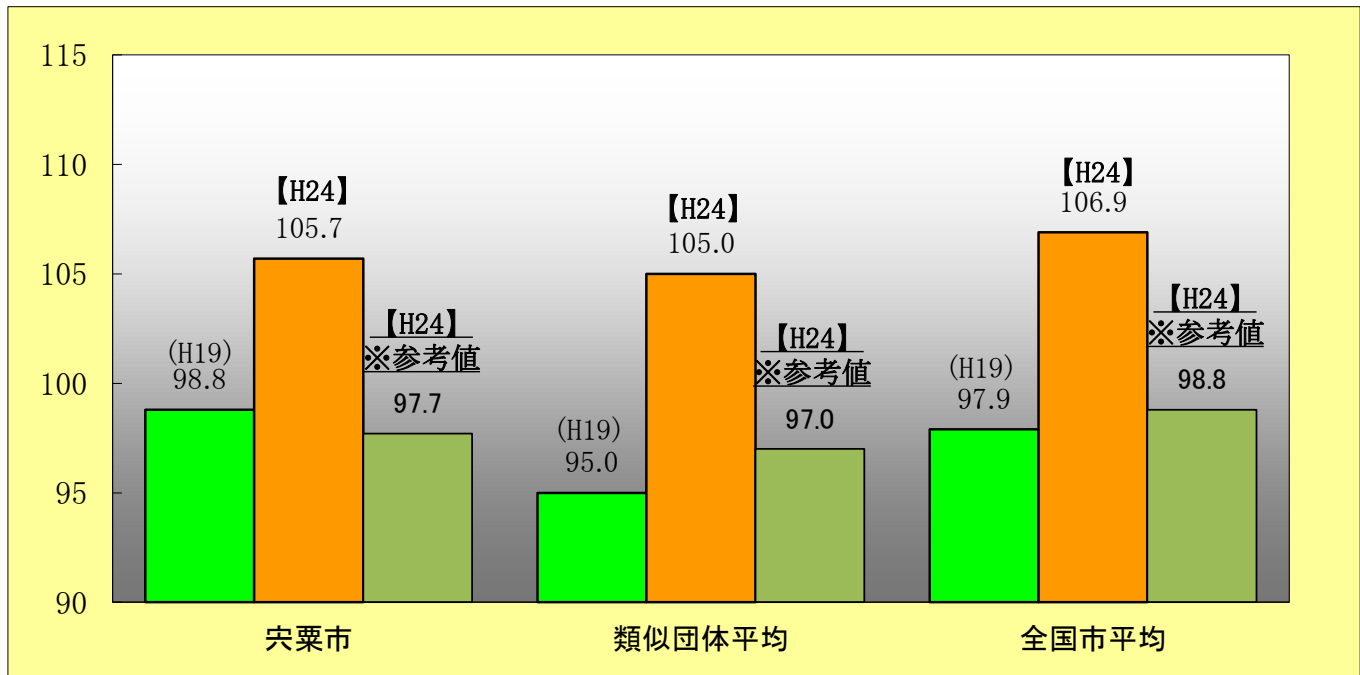
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	一般市(I-0)平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23	468	1,744,768	424,524	616,494	2,785,786	5,953	5,863

- ◇ 職員数は平成24年4月1日現在の給与実態調査による普通会計の人数です。
- ◇ 市は、政令指定都市・中核市・特例市・一般市に区分され、一般市はさらに人口や産業構造(産業別就業人口の構成比)により16の類型に分類されます(宍粟市は一般市I-0のグループに属し、同じグループの団体を「類似団体」と呼びます)。

### (3) 特記事項

### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ◇ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- ◇ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ◇ 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

### (5) 給与改定の状況

#### ① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
23	—	—	( — %)	—	—	不実施

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度 23	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	3.95 月

◇ 宍粟市では人事委員会を設置していないので、国の人事院勧告などを考慮し給与改定を行っております。

## 2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800

◇ 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宍粟市	43.1 歳	330,745 円	415,841 円	374,649 円
兵庫県	44.1 歳	338,200 円	427,386 円	387,529 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	—	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.5 歳	327,709 円	376,378 円	352,805 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円) (A)	平均給与月額(円) (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)		平均給与月額(円) (B)
宍粟市	46.9	31	304,407	371,089	333,710	—	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	44.7	17	293,388	356,866	326,076	調理師	42.5	262,700	1.36
うち清掃職員	52.8	6	345,350	428,903	373,450	廃棄物処理従業員	44.7	288,200	1.49
うち看護補助員	40.2	3	243,367	295,863	281,100	—	—	—	—
兵庫県	51.7	686	332,200	398,136	365,726	—	—	—	—
国	49.5	3,479	270,465 (285,030)	—	307,506 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	49.6	23	304,275	325,815	315,213	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宍粟市	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	5,434,976 円	3,562,300 円	1.53
うち清掃職員	6,594,836 円	3,989,200 円	1.65

◇ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～平成23年の3ヶ年平均)

◇ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、職員区分では類似する業務での比較となっており、また、**民間の平均賃金・年齢の算出の際には、正規職員のほか臨時職員やパート勤務者を含むなど、年齢、業務内容、雇用形態・平均経験年数等でその基準が異なり、完全に一致しているものではない。**

◇ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

◇ 職員数が1人の職種については、個人情報観点から表示していないため、職員数合計とうち書職種の職員数の合計は一致しません。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宍 粟 市	44.0 歳	320,303 円	366,636 円
兵 庫 県	43.2 歳	364,600 円	418,576 円
類似団体	42.3 歳	311,786 円	334,854 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宍 粟 市	39.1 歳	295,900 円	372,292 円	342,920 円
兵 庫 県	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	38.8 歳	295,383 円	352,939 円	321,113 円

- ◇ 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ◇ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ◇ 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ◇ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		宍 粟 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	163,987 円 (172,200)
	高校卒	144,500 円	140,888 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職 (労務職)	高校卒	141,900 円	137,280 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	172,200 円	194,708 円	- 円
	短大卒	155,700 円	172,770 円	- 円
消防職	大学卒	172,200 円	- 円	- 円
	高校卒	144,500 円	- 円	- 円

- ◇ 兵庫県の初任給の額は、減額措置後の額を掲載しています。
- ◇ 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,733 円	295,533 円	359,900 円
	高校卒	- 円	259,950 円	310,921 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円

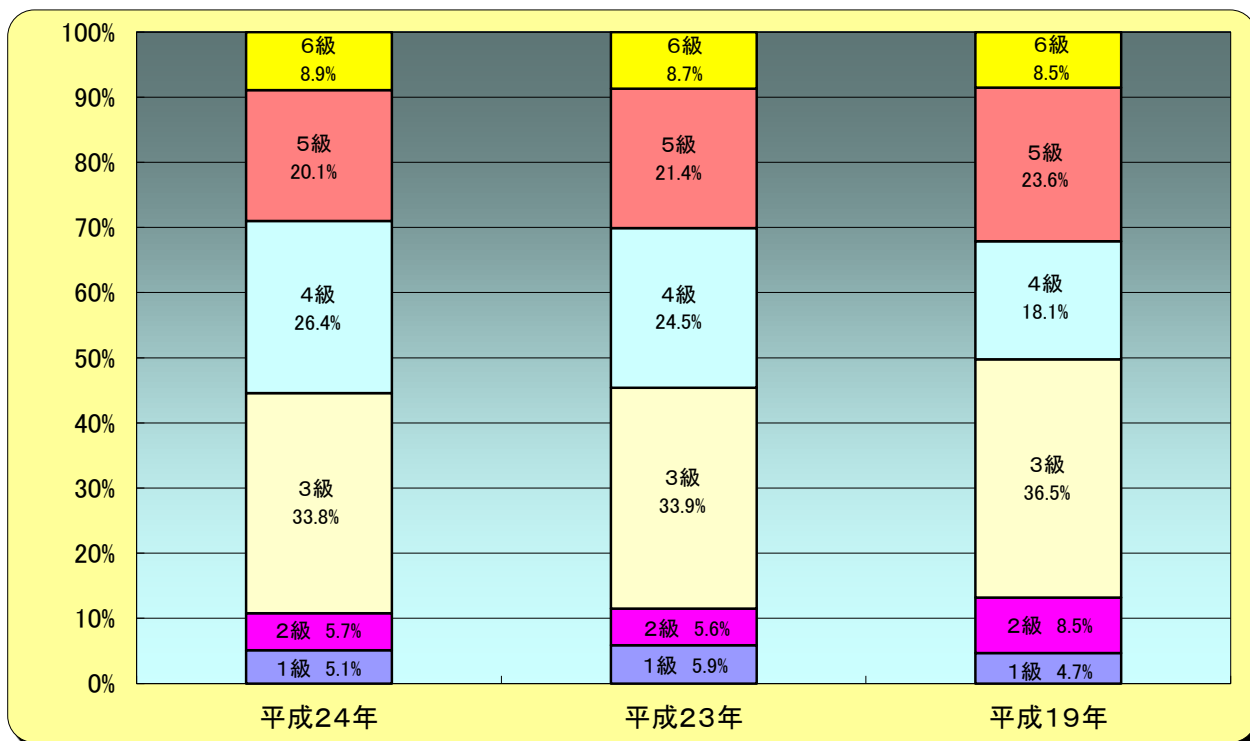
- ◇ 該当職員が無い場合や、対象者が1人等の場合は表示していません。

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	市民局長・会計管理者・部長・市民局副局長・次長	28人	8.9%
5級	課長・事務長・所長・副課長・室長	63人	20.1%
4級	係長・主幹	83人	26.4%
3級	主査	106人	33.8%
2級	主事	18人	5.7%
1級	主事	16人	5.1%

- ◇ 宍粟市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- ◇ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務評定を実施しています。(内容等については宍粟市勤務評定規則を参照)  
 昇級日(1月1日)前の1年間の勤務実績が良好と認められる場合は4号給昇給しますが、良好と認められない場合は、昇給しない場合も含め、市の基準により3号給以下の昇給となります。

## 5 職員の手当の状況

※平成24年度より病院職員を含みます

### (1) 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,324 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,752 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%

◇ ( )内は、再任用(職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間任用する制度)職員に係る支給割合です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務評定を実施しています。(内容等については宍粟市勤務評定規則を参照)  
職員の勤務実績が良好と認められる場合は、0.675月分支給しており、良好と認められない場合は、市の基準により良好な場合の率より低い率により支給しています。

### (2) 退職手当(24年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
1人当たり平均支給額	5,003 千円	20,240 千円			
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 50歳以上で勤続20年以上 2%~20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置:2~20%加算		

◇ 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当

#### (24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
宍 粟 市	0 %	0 人	0 %

◇ 国の支給率は、給料と扶養手当と管理職手当の月額合計額の3%~18%とされています。

### (4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	36,120 千円	注:医師に対する手当は除く
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	126,738 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	38.1 %	
手当の種類(手当数)	25種類	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	1日当たり400円	
危険又は困難業務従事職員手当	水道部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	1日当たり600円	
	市民局地域振興課等勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務		
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務		
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務		
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業		
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	1回当たり1,000円	
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	1日当たり600円	
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	1月当たり2,000円	
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	1月当たり650,000円	
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	診療点数に10円を乗じた額の1/2	
火災等出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(火災)	1回当たり 機関員300円、その他200円	
救急出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(救急)	1回当たり 機関員等510円、その他200円	
隔日勤務手当	消防署に勤務する職員で夜間に通信業務を行う職員	隔日勤務	1当務当たり440円	
公立宍粟総合病院の特殊勤務手当	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	1月当たり7,500円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	1日当たり150円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	給料月額の105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	1月当たり年数に1万円を乗じて得た額。ただし上限を20万円とする。
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	1回当たり1,000円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	1回当たり1,000円
	年末年始勤務加算手当	医師ほか	医師 24時間勤務	1日当たり40,000円
			医師 日直勤務	1回当たり16,000円
			医師 宿直勤務	1回当たり20,000円
			医師以外 宿直勤務	1回当たり3,000円
			医師以外 日直勤務	1回当たり3,000円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1日当たり4,500円
	夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	深夜における勤務時間が4時間以上	1回当たり3,300円
			2時間以上4時間未満	1回当たり2,900円
			2時間未満	1回当たり2,000円
	緊急出動手当	当該業務に従事した者	緊急呼出を受け業務に従事した職員 深夜	1回当たり2,000円
			深夜以外	1回当たり1,500円
	待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	1当務当たり8,000円
	緊急診療従事手当	医師	休日又は時間外に緊急に1時間以上の医療業務に従事 深夜	1回当たり4,600円
			深夜以外	1回当たり3,800円
研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	治験契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	
出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	1回当たり25,000円	
検診及び指導手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師	検診、指導業務等契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	275,893 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	486 千円
支給実績（22年度決算）	249,437 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	404 千円

◇ 時間外勤務手当には休日勤務手当及び夜間勤務手当を含みます。

(6) その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,000円 (2)扶養親族:6,500円 ※配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 ※16歳～23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	—	88,523 千円	240,551 円 【支給者】 368人/744人
住居手当	(1)借家の場合 12,000円以上の家賃を払っている場合:家賃に応じ27,000円を上限に支給。 (2)持ち家の場合 1,600円	(1)同 (2)異	国は持ち家は無し	25,831 千円	78,277 円 【支給者】 330人/744人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	112,399 千円	163,608 円 【支給者】 687人/744人
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～36,600円	21,800円		
50km～55km未満	37,000円～38,600円	22,700円			
55km～60km未満	39,000円～40,600円	23,600円			
60km以上	400円/km加算	24,500円			
管理職手当	市民局長:67,900円 部長級:65,900円 次長級:56,100円 課長級:52,000円 副課長級:40,000円 副所長 副園長級:30,000円	同	—	107,526 千円	594,063 円 【支給者】 181人/744人

## 6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	市 長	880,000 円	( )	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	712,000 円	( )	1,010,000 円	389,500 円		
	議 長	448,000 円	( )	528,000 円	274,000 円		
	副議長	370,000 円	( )	449,000 円	234,000 円		
	議 員	346,000 円	( )	409,000 円	220,000 円		
期 末 手 当	市長・副市長	(23年度支給割合)		3.85 月分			
	議 員	(23年度支給割合)		3.80 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×41/100		17,318,400円	任期ごと		
	備 考	給料月額×在職月数×25/100		8,544,000円	任期ごと		

- ◇ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合の見込額です。  
◇ 給料及び報酬に減額措置がある場合、( )内は減額措置を行う前の金額です。

## 7 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

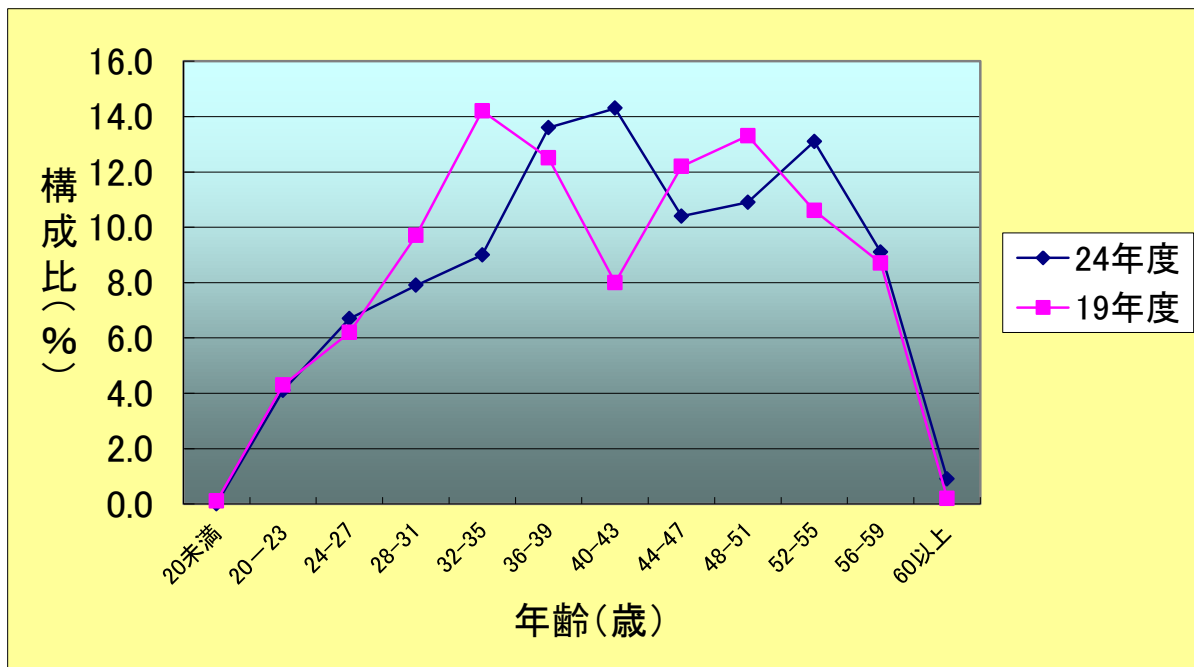
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政	議会・総務	92	95	△ 3	・退職者不補充 ・その他社会福祉施設の業務移管による減
		福祉	103	113	△ 10	
		その他	102	102	0	
	小 計	297	310	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数69.00人)	
	特 別 行 政	教育	88	88	0	
消防	71	70	1			
小 計	456	468	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数92.57人)		
公 営 企 業 等	病院	236	236	0	・退職者不補充 ・業務見直しによる減	
	水道・下水道	24	27	△ 3		
	その他	18	19	△ 1		
	小 計	278	282	△ 4		
合 計		734 [805]	750 [805]	△ 16	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.94人	

- ◇ 職員数は教育長を含む一般職に属する職員数であり、[ ]内は条例定数の合計です。  
◇ 類団の職員数は、単純値による比較です。  
◇ 職員数に任期付職員は含んでいません。



(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	30	49	58	66	100	105	76	80	96	67	7	734

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	351	333	328	321	310	297	▲ 54 (▲ 15.4%)
教育	97	91	83	87	88	88	▲ 9 (▲ 9.3%)
消防	71	71	69	71	70	71	0 (0.0)
普通会計計	519	495	480	479	468	456	▲ 63 (▲ 12.1%)
公営企業等会計計	303	294	285	288	282	278	▲ 25 (▲ 8.3%)
総合計	822	789	765	767	750	734	▲ 88 (▲ 10.7%)

- ◇ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- ◇ 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道(上水道)事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度 23	533,343	26,461	51,860	9.7	9.8

◇ 職員給与費には、職員給のほか、法定福利費(共済組合への負担金等)を含みます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度 23	8	33,234	6,662	11,839	51,735	6,467

(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
6,350

◇ 職員手当には退職給与金を含みません。

◇ 職員数は、24年3月31日現在の人数です。

※ 上水道事業は、給水人口が5,000人以上などの条件を満たした、地方公営企業法の全部が適用される事業で、簡易水道事業とは区分されます。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収
宍粟市(水道事業)	47.6 歳	371,251 円	535,197 円
団 体 平 均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

◇ 基本給には、給料のほか扶養手当を含みます。

◇ 平均月収には全手当(期末勤勉手当は支給実額を12月で除算して積算)を含みます。

◇ 団体平均は、簡易水道事業を含む、全国の市町村(政令指定都市を除く)です。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市 ( 水 道 事 業 )	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(23年度) 1,474 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,492 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.40 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 - 月分 ( - )月分 勤勉手当 - 月分 ( - )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	(加算措置の状況)

◇ ( )内は、再任用(職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度)職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

宍粟市（水道事業）			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 50歳以上で勤続20年以上 2%～20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	15,252 千円	

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宍粟市	0 %	0 人	0 %

◇ 国の支給率は、給料と扶養手当と管理職手当の月額合計額の3%～18%とされています。

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険又は困難業務従事職員手当	水道部勤務職員等	水道事業緊急出動	1日当たり600円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	2,244 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	449 千円
支給実績（22年度決算）	2,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	481 千円

◇ 時間外勤務手当には休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,000円 (2)扶養親族:6,500円 ※配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 ※16歳～23歳未満の扶養親 族には5,000円加算	同	-	1,350 千円	270,000 円  【支給者】 5人/8人
住居手当	(1)借家の場合 12,000円以上の家賃を払っ ている場合:家賃に応じ 27,000円を上限に支給。 (2)持ち家の場合 1,600円	同	-	586 千円	117,120 円  【支給者】 5人/8人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	-	1,247 千円	155,875 円  【支給者】 8人/8人
	●自家用車等利用	同	-		
	1km未満	なし	-		
	1km～2km未満	2,300円	-		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	-		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	-		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	-		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	-		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	-		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	-		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	-		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	-		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	-		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	-		
	50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	-		
	55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	-		
60km以上	400円/km 加算	-			
管理職手当	市民局長:67,900円 部 長 級:65,900円 次 長 級:56,100円 課 長 級:52,000円 副課長級:40,000円 副所長 副園長級:30,000円	同	-	1,248 千円	624,000 円  【支給者】 2人/8人